

請願第19号

令和8年2月24日受理  
(教育福祉常任委員会)

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実質負担増にならないよう  
財政支援の実施等を求める意見書の提出を求める請願

請願者 我孫子市青山1-8-504  
田中 なつみ

紹介議員 船橋 優

件名 子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実質負担増にならないよう財政支援の実施等を求める意見書の提出を求める請願

## 要旨

子ども・子育て支援法が2024年に改正され、2026年から2028年の3年間で集中的に取り組む加速化プランが盛り込まれました。その実現のために必要とされる3.6兆円を「子ども・子育て支援金」として、全ての医療保険料に上乗せして徴収することが、2026年4月から実施されることになりました。

政府は、子ども・子育て支援金給付に関わって、「実質的な負担は生じない」としていますが、公費負担で行うべき「子ども・子育て支援」の財源を、医療保険料に上乗せして確保する仕組みを作ったことは、全く筋違いなやり方で、医療保険の原理に反します。

被保険者の「実質的な負担増」とならないように、必要な財政措置を速やかに行うよう国に対し意見書の提出を要請します。

## 理由

- 1、子ども・子育てに関わる施策に必要な財源は、国の財政責任で行うべきです。  
政府は、「実質的な負担は生じない」としていますが、全ての医療保険料に賦課され、段階的に引き上げられるため、実質的な負担増は避けられません。
- 2、子ども・子育て支援金を医療保険に上乗せして確保する仕組みは、疾病、障害、老齢など健康リスク発生への備えである医療保険の目的を逸脱するものです。医療保険料に医療給付とは別の目的で上乗せすることは許されません。
- 3、国保税を3年連続値上げをして、国保財政が黒字になった我孫子市は、この上乗せによって国保税の4年連続値上げとなります。特に、国保の約80%に当たる被保険者の所得は年収300万円以下であり、負担増の影響は顕著です。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおりお願いいたします。

我孫子市議会議長 様

陳情第9号の1

令和8年2月24日受理  
(教育福祉常任委員会)

憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書

陳情者 我孫子市湖北台7-11-39-401  
小泉三男

## 件名 憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書

### 要旨

日本国憲法第25条は、国民の生存権保障を規定しており、行政に係る職員はもとより特別公務員とされる議会人に対して「尊重擁護義務」を課している。しかしながら、我孫子市の各施策について現状は住民税非課税、生活保護基準以下での暮らしを余儀なくされている低所得者への憲法的配慮を欠いたものと言わざるを得ない。

よって、次の施策について直ちに改め、改善を図るよう求める。

#### 1 いのちにかかる医療保険税・料並びに介護保険料に関して次のように改善を図ること。

ア 国保税について、短期・資格証といった制裁をなくし、保険税の申請減免、医療費窓口一部負担金減免を周知し、我慢して病を進行させることのないよう不安なく通院・入院が可能となるようにすること。

イ 後期高齢者医療についても、上記と同様の措置を速やかに行うこと。

ウ 介護保険料については、高収入者世帯への過度な優遇策を改め低所得世帯への負担軽減を実施すること。また保険料滞納世帯、サービス料負担力のない世帯について介護サービスの停止措置等のペナルティを課さないこととして要介護状態のいっそうの悪化を防ぐこと。

#### 2 上下水道料金について、次のように改善を図ること。

ア 上水道料金滞納を理由とする「給水停止」処分をなくすこと。

イ 上水道料金体系は、「所得」要件を加味したものとし、基本料金の全額・一部免除等を規定し、どれだけ貧窮であっても必ず給水されるようにすること。

ウ 下水道料金についても、上記にもとづく措置がなされること。

エ 生活保護世帯については、上水道料金の基本料分と下水道料金については近隣市と同様程度の給付を行うこと。

### 理由

日本国憲法は第25条で「国民は、最低限度の生活を営む権利を有する」と宣言し、社会福祉施策の根源となっている。公務員・議会等は、憲法の尊重擁護を前提に職務を行っている。我孫子市の住民税非課税世帯は13,900（R6年度）と総世帯数の2.2割を占め、生活保護は市の人口100人に対して1.2人（R6年度・1,567人）の利用となっている。

振り返って、医療・介護保険制度また上下水道事業での我孫子市での実情をみると、尊重擁護するはずの事柄の多くが、住民のいのちと健康を守るといった職務として充分に行われていないと言わざるを得ない。

## 1 国民健康保険

我孫子市の国保はR6年6月1日現在、国保税滞納世帯は加入世帯数18,115中、3割弱の3,282に及び、滞納世帯に対し「短期保険証を254世帯」、「資格者証を94世帯」交付と1割強世帯への処分を課している。国保法第77条による保険税の申請減免実施は2件(R5年度)、国保法第44条による窓口一部負担金減免にいたってもR元~R5年度ではR3年度1件のみしか実施がない。申請がそもそも0件だとも報告されている。このように福祉的制度が整っていても申請や利用がなく、加入者への通・入院の我慢を強いていることを示しており、今後とも、課税額の上昇はさげられないことから早急な改善が必要と考える。

## 2 後期高齢者医療保険

我孫子市が示す後期高齢者保険料の滞納は238人(R6年度)で、R4年度4人、R5年度5人に「短期保険証」交付とした処分を課している(R6年度は交付なし)。保険料の差し押さえ処分は5件(R6年度)との報告がある。

滞納は、直接納付者であり、その多くが年金額が月1万5千円未満でしかない低所得者である。生存権保障がなされなければ、いのちに関わる事柄であるだけに改善を要している。

## 3 介護保険

我孫子市が示す介護保険料の滞納人数は497人(R6年6月)、保険料の軽減・免除制度がありながら実施は0件、利用料の軽減制度もありながら実績は「震災被害者の1件」としている。また、居住費・食費の軽減策があるとしながら実施はない。生存権保障の実態が皆無となっていることから改善を要すると考える。

滞納は、その多くが重税に苦しむ国保加入者と年金額が月1万5千円未満でしかない高齢の低所得者である。それだけに生存権の保障がなされなければ健康といのちに関わる事柄であるだけに速やかな改善を要している。

介護保険料は各市が独自に決めている。その中でも我孫子市は近隣市と比較すると高収入者への賦課額がとりわけ少ない額となっていて、低・中所得者に負担を強いている形であり応分の負担とすることが必要と考える。ちなみに1,500万円以上の収入に対し、我孫子市16.5万、柏市19.3万弱、野田市20.4万、流山市23万弱となっており、高収入者を「優遇」していると考えられる。

## 4 上下水道料金

料金改定が2026年4月より施行されることになり、低所得世帯ほど重い負担がなされようとしている。月利用量が10<sup>m</sup>以下の世帯でも、月500円~600円程度、年間で6,000円、7,000円もの負担増となる改定としている。こうした少ない利用量世帯が総世帯の3割強を占める2万世帯(13mmと20mm口径で10<sup>m</sup>未満・R7年4月)となっており、その多くが低所得と考えられ、日々の暮らしにあえいでいる市民への負担増額としては余りにも過酷と言わざるを得ない。

い。

我孫子市は、料金滞納世帯に対してR6年度に402件の「給水停止」処分（R5年度476件、R4年度266件）をしているとしている。料金増の改定が必要だとしても、憲法第25条や水道法にある生存権保障（低所得減免等）が施されていない料金体系となっている。「水はいのち」であり、生活に欠かせないからこそ十分な配慮を必要とする。

近隣市の状況では、生活保護世帯への減免等の配慮がなされているが、我孫子市ではまったく配慮されていないことは看過できないことであり、早急な改善を要していると考えます。

我孫子市議会議長 様

陳情第9号の2

令和8年2月24日受理  
(環境都市常任委員会)

憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書

陳情者 我孫子市湖北台7-11-39-401  
小泉三男

## 件名 憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書

### 要旨

日本国憲法第25条は、国民の生存権保障を規定しており、行政に係る職員はもとより特別公務員とされる議会人に対して「尊重擁護義務」を課している。しかしながら、我孫子市の各施策について現状は住民税非課税、生活保護基準以下での暮らしを余儀なくされている低所得者への憲法的配慮を欠いたものと言わざるを得ない。

よって、次の施策について直ちに改め、改善を図るよう求める。

1 いのちにかかる医療保険税・料並びに介護保険料に関して次のように改善を図ること。

ア 国保税について、短期・資格証といった制裁をなくし、保険税の申請減免、医療費窓口一部負担金減免を周知し、我慢して病を進行させることのないよう不安なく通院・入院が可能となるようにすること。

イ 後期高齢者医療についても、上記と同様の措置を速やかに行うこと。

ウ 介護保険料については、高収入者世帯への過度な優遇策を改め低所得世帯への負担軽減を実施すること。また保険料滞納世帯、サービス料負担力のない世帯について介護サービスの停止措置等のペナルティを課さないこととして要介護状態のいっそうの悪化を防ぐこと。

2 上下水道料金について、次のように改善を図ること。

ア 上水道料金滞納を理由とする「給水停止」処分をなくすこと。

イ 上水道料金体系は、「所得」要件を加味したものとし、基本料金の全額・一部免除等を規定し、どれだけ貧窮であっても必ず給水されるようにすること。

ウ 下水道料金についても、上記にもとづく措置がなされること。

エ 生活保護世帯については、上水道料金の基本料分と下水道料金については近隣市と同様程度の給付を行うこと。

### 理由

日本国憲法は第25条で「国民は、最低限度の生活を営む権利を有する」と宣言し、社会福祉施策の根源となっている。公務員・議会等は、憲法の尊重擁護を前提に職務を行っている。我孫子市の住民税非課税世帯は13,900（R6年度）と総世帯数の2.2割を占め、生活保護は市の人口100人に対して1.2人（R6年度・1,567人）の利用となっている。

振り返って、医療・介護保険制度また上下水道事業での我孫子市での実情をみると、尊重擁護するはずの事柄の多くが、住民のいのちと健康を守るといった職務として充分に行われていないと言わざるを得ない。

## 1 国民健康保険

我孫子市の国保はR6年6月1日現在、国保税滞納世帯は加入世帯数18,115中、3割弱の3,282に及び、滞納世帯に対し「短期保険証を254世帯」、「資格者証を94世帯」交付と1割強世帯への処分を課している。国保法第77条による保険税の申請減免実施は2件(R5年度)、国保法第44条による窓口一部負担金減免にいたってもR元～R5年度ではR3年度1件のみしか実施がない。申請がそもそも0件だとも報告されている。このように福祉的制度が整っていても申請や利用がなく、加入者への通・入院の我慢を強いていることを示しており、今後とも、課税額の上昇はさげられないことから早急な改善が必要と考える。

## 2 後期高齢者医療保険

我孫子市が示す後期高齢者保険料の滞納は238人(R6年度)で、R4年度4人、R5年度5人に「短期保険証」交付とした処分を課している(R6年度は交付なし)。保険料の差し押さえ処分は5件(R6年度)との報告がある。

滞納は、直接納付者であり、その多くが年金額が月1万5千円未満でしかない低所得者である。生存権保障がなされなければ、いのちに関わる事柄であるだけに改善を要している。

## 3 介護保険

我孫子市が示す介護保険料の滞納人数は497人(R6年6月)、保険料の軽減・免除制度がありながら実施は0件、利用料の軽減制度もありながら実績は「震災被害者の1件」としている。また、居住費・食費の軽減策があるとしながら実施はない。生存権保障の実態が皆無となっていることから改善を要すると考える。

滞納は、その多くが重税に苦しむ国保加入者と年金額が月1万5千円未満でしかない高齢の低所得者である。それだけに生存権の保障がなされなければ健康といのちに関わる事柄であるだけに速やかな改善を要している。

介護保険料は各市が独自に決めている。その中でも我孫子市は近隣市と比較すると高収入者への賦課額がとりわけ少ない額となっていて、低・中所得者に負担を強いている形であり応分の負担とすることが必要と考える。ちなみに1,500万円以上の収入に対し、我孫子市16.5万、柏市19.3万弱、野田市20.4万、流山市23万弱となっており、高収入者を「優遇」していると考えられる。

## 4 上下水道料金

料金改定が2026年4月より施行されることになり、低所得世帯ほど重い負担がなされようとしている。月利用量が10<sup>m</sup>以下の世帯でも、月500円～600円程度、年間で6,000円、7,000円もの負担増となる改定としている。こうした少ない利用量世帯が総世帯の3割強を占める2万世帯(13mmと20mm口径で10<sup>m</sup>未満・R7年4月)となっており、その多くが低所得と考えられ、日々の暮らしにあえている市民への負担増額としては余りにも過酷と言わざるを得ない。

い。

我孫子市は、料金滞納世帯に対してR6年度に402件の「給水停止」処分（R5年度476件、R4年度266件）をしているとしている。料金増の改定が必要だとしても、憲法第25条や水道法にある生存権保障（低所得減免等）が施されていない料金体系となっている。「水はいのち」であり、生活に欠かせないからこそ十分な配慮を必要とする。

近隣市の状況では、生活保護世帯への減免等の配慮がなされているが、我孫子市ではまったく配慮されていないことは看過できないことであり、早急な改善を要していると考えます。

我孫子市議会議長 様